

平成27年度柴田町議会1月会議会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	畑山義彦	君
技術管理監	関孝志	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
主 査

平 間 雅 博
佐 山 亨

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 1 月 2 5 日 (月曜日) 午前 9 時 3 0 分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 開催期間の決定
 - 第 3 議案第 4 5 号 行政不服審査法の第三者機関の事務の委託について
 - 第 4 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5 号調整池整備工事 (繰越明許) 請負契約について
 - 第 5 議案第 4 7 号 訴えの提起について
 - 第 6 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度柴田町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成27年度柴田町議会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐々木裕子さん、9番安部俊三君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、本臨時会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 議案第45号 行政不服審査法の第三者機関の事務の委託について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第45号行政不服審査法の第三者機関の事務の委託についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第45号行政不服審査法の第三者機関の事務の委託についての提案理由を申し上げます。

行政不服審査法は、公正性の向上や国民の救済手段の充実・拡大の観点から制定後50年ぶりに抜本的に見直され、新行政不服審査法として平成28年4月1日から施行されます。

新制度では、不服申し立てに対する裁決を町が行う際には、有識者から成る第三者機関に裁決の案を諮問した上で、裁決を行うこととなりますが、想定される諮問件数が少ないことや第三者機関の委員には専門的な知識が必要となることから、柴田町の第三者機関の事務については、宮城県が設置する宮城県行政不服審査会に委託するものです。

このことから、柴田町と宮城県との間で事務の委託に関する規約を定め、宮城県に第三者機関に関する事務を委託することについて、宮城県と協議するため、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第45号行政不服審査法の第三者機関の事務の委託についての詳細説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

ただいま提案理由で申し上げましたが、行政不服審査法の改正により、行政が行う処分に関し、国民が行政に不服を申し立てる制度、不服申し立てについて、国においては公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、抜本的な見直しが行われ、行政不服審査法関連三法が平成26年6月に交付されました。

この改正により、審査請求を審理、裁決するに当たり、裁決の公平性を確保するため、裁決を諮問する第三者機関行政不服審査会を地方公共団体に設置することとなりました。この第三者機関の構成委員となる有識者につきましては、行政実務に明るい大学教授、弁護士等が想定されるところでありますが、事件数自体がそれほど多くない地方公共団体においては、担当する職員の確保、育成を含めて、人材確保の困難も予想されるところであり、市町村及び一部事務組合での単独での設置は難しい状況にあります。

このことから、宮城県では県が第三者機関である行政不服審査会を設置し、その事務を受託することとしており、柴田町においても審査請求数や、担当職員の確保、審査会委員の確保など総合的に判断した結果、単独の設置は困難であると判断し、宮城県への事務を委託するもので、事務の一部の管理及び執行を宮城県に委ねるもので、行政運営の効率化、合理化を図る制度となります。

宮城県内では、宮城県から数値提示されました3ページの第三者機関への事務の委託に関する規約案を共通にして、仙台市、石巻市、多賀城市、登米市、大崎市を除く8つの市と、22の市町村の全てと、20の一部事務組合等の合計をいたしますと50の市町村等が宮城県の当該事務の委託を予定しております。ちなみに、柴田町においては、これまで行政不服審査法による不服申し立てがなされたケースはございません。

議案書3ページになります。

柴田町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約になります。

第1条は、第三者機関の事務の委託になります。柴田町は、地方自治法第252条の14第1項事務の委託の規定により、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務を宮城県に委託するものです。

第2条の委託事務の管理及び執行方法につきましては、宮城県条例、規則その他の規程の定めにより、事務管理等がなされるものとするものであります。

第3条委託事務に関する経費の負担につきましては、柴田町が負担すべき委託事務に関する経費の負担について規定するもので、行政不服審査法の第43条の規定に基づき、柴田町が諮問を行った場合には、柴田町において第三者機関に係る経費として、委員、専門委員の報酬及び費用弁償としての旅費並びに事務経費を負担するもので、第2項は、経費の算出方法等についての柴田町と宮城県で協議するとするものであります。

第4条補則は、制度の改廃した場合の措置として、宮城県知事が第三者機関への事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正、または廃止したとき、直ちに町長に通知とするもので、宮城県においては平成28年2月開会予定の県議会において、この事務の委託に係る議決を行うことが予定されており、この事務の委託を希望する市町村、一部事務組合等については、統一してこの1月までにそれぞれの議会でこの事務の委託に係る議決を経ることとなっているものであります。

附則です。この規約は、行政不服審査法の施行日と同日の平成28年4月1日から施行すると

するものであります。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 1点質問したいと思います。

住民サイドからのことなんですが、県のほうにこの不服審査会に委託するということになり
ますと、審査を申し込み、申し立てする方、その方は全て県に、仙台まで行って、打ち合わせ
することになるということで、その分については住民サイドから見ると、不利益になるという
ことで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 柴田町から県のほうに諮問をいたしますと、全て県のほうの権限に
委ねるという格好になりますので、全て宮城県の行政不服審査会で行うという形になります。
よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） こちら、申し立てした方は、多分仙台に設置されると思うんですけど
も、審査会のほうに出向いて説明するという形になるんですか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） はい、そのとおりになります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 委託の中の第3条に、経費は町が負担すると、これはわかればですけれ
ども、1件当たりどれぐらいの経費になるものか、それとどれぐらいの予測としては少ないと
いうふうにはさっきあったんですが、どれぐらいがあるというふうに予測されるのか、わかれ
ばお願ひします。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） お答えいたします。1回の審理、1件につきまして、2回の審理、
大体予定されております。それで、宮城県で今現在専門委員としての報酬といたしまして、県
の附属機関と同様に、1万1,600円を予定しておりまして、第三者機関の委員6名想定されま
すので、1回ごとに委員に報酬6万9,600円ほどになります。7万円程度です。そのほかにも
旅費等も発生いたしますので、大体10万円弱が経費としてかかるのかなと。2回になりますの
で、約20万円弱の経費が想定されるところであります。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問いいですか。件数。

○総務課長（武山昭彦君） 件数は、先ほども申し上げましたが、これまでに柴田町で件数発生したことは、ケースはございませんので、あくまでも宮城県と協定を結んでいるという形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号行政不服審査法の第三者機関の事務の委託についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5号調整池整備工事（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第46号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第46号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、鷺沼排水区に関係する区域の浸水被害を解決するために実施する公共下水道の雨水事業です。既決予算に基づき平成27年12月21日制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、平成28年1月15日入札執行いたしました。

入札参加業者は、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社八重樫工務店と5億8,579万2,000

円で工事請負仮契約を1月19日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第46号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事（繰越明許）請負契約について説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

この工事案件は、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札です。

最初に、契約の内容です。記の1、契約の目的は、平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事（繰越明許）です。2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。3の契約の金額は、消費税を加算しまして5億8,579万2,000円になります。4の契約の相手方は株式会社八重樫工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第46号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者3者、町外業者1者の計4者から入札参加申請がありました。この参加申請のあった4者につきまして、1月12日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。入札執行日は1月15日、予定価格につきましては消費税抜きで6億3,870万4,000円、最低制限価格は消費税抜きで5億1,096万3,200円です。1月19日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成28年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点につきましては、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点（A+B）は満点で

100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましては、それぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社竹有土木と4番の株式会社松浦組については、10点満点、2番の丸敏建設株式会社が2点、3番の株式会社八重樫工務店が7点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となります。最低入札価格5億4,240万円で応札しました株式会社八重樫工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社八重樫工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社竹有土木が80.03点、丸敏建設株式会社が78.11点、株式会社松浦組が85.49点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社竹有土木が90.03点、2番の丸敏建設株式会社が80.11点、3番の株式会社八重樫工務店が97点、4番の株式会社松浦組が95.49点となり、総合評価点の最も高い株式会社八重樫工務店が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 続きまして、工事の概要の説明をさせていただきます。

お配りしています資料の3ページをお願いいたします。A3で横長のものです。

施工場所ですが、左上の位置図をごらんください。船岡の清住町地区で、位置図真ん中付近が赤く着色した部分で、清住2号公園敷地内が施工箇所になります。

それから、平面図の右側につきましては、断面で示した場合の土質や5号調整池築造前の仮設止水、地下水の浸水防止です。並びに土留め工となる赤い路部の連続壁打ち込みをあらわした標準断面図になっております。

横断面の上につきましては、連続壁打ち込みの施工手順等を示したものになっております。まず、最初になんですが、5号調整池の全体計画を説明させていただきます。

規模につきましては、面積が4,800平方メートル、容量2万7,000立方メートルで、コンクリートづくり、L型擁壁によりますオープン式となります。5号調整池本体の工事につきましては、平成28年度の着工を予定しておりまして、平成30年度での現時点での完成を目指しております。

あわせて、現在進めております下流側の雨水管渠につきましても、平成30年度までに5号調整池まで完成させる予定で進めております。

今回、このたびの工事につきましては、5号調整池全体工事費のうちの約5分の1程度の工事となるもので、5号調整池本体工事の掘削などを行うための平成28年度本体工事を行うための仮設工事となるものです。この事業は、大河原町との共同事業で進めているもので、両町をまたがる鷺沼排水区約270.8ヘクタールに柴田町2カ所、大河原町3カ所、計5カ所の調整池や、総延長約7キロメートルの雨水管渠を整備する全体計画となります。

それでは、図面左下の工事概要をごらんいただきます。

主な施工量です。地中連続壁設置工といたしまして、AタイプからDタイプ、4タイプの打ち込み、深さ別の施工になります。Aタイプですが、仕上がり直径600ミリメートル、60センチメートルを岩盤層まで深さ29メートル、右上の造壁手順のように、1セット3本を連続して打ち込みを行う工程を79セット、施工延長にいたしまして、71.4メートルになります。

Bタイプにつきましても同様の手順で、深さ28メートル、84セット、施工延長75.4メートル、Cタイプにつきましては、深さ20メートル、95セット、施工延長85.1メートル、最後のDタイプにつきましては、深さ15.5メートル、92セット、施工延長82.6メートルの施工になります。

それら総施工延長につきましては、314.5メートル、総仕上がり、打ち込み、地中に打ち込む総延長なんですけど、約7,164メートルになります。7キロ強です。

次に、図面右上なんですけど、施工手順となります。左側につきましては、地中に打ち込む様子を施工段階別にあらわしたもので、右側は1セット3本の壁体を連続して重ねながら施工するイメージと、施工の順番をあらわしたものとなっております。

当現場につきましては、地下水が多く、岩盤層までの軟弱層が深いため、5号調整池本体築造前に仮設工として実施するものです。

それから、施工に当たりましては、現場での通行規制関係につきましては、実際の施工計画書に基づきまして、適時、警察署と協議を行いながら進めてまいります。

さらに、地区住民への周知を行い、協力を求めてまいります。あとそれから、通学路にもなっておりますので、子供たちの安全確保のため、事前に学校のほうにもお知らせをいたしまして、注意を促してまいりたいと思っております。

以上で、工事の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 何点か質問させていただきたいと思っております。

このような連続止水壁だと思うんですけども、今までですとシートパイルとかそういった

もので変わっていたと思うんですが、ちょっと土木のこと私も専門ではないのですが、それではなくこの形にしたという理由について、教えていただきたいと思います。

それと、5号調整池のほうではこれやるんですか、ほかの地区でも同じようなことをやっていくのか、そうすると全体的な工事、地区全体の期間としてどのくらい延びてくるのか、それと工事金額がどのくらいふえてくるのか、その点について教えてもらいたいと思います。

それと、私が産業建設常任委員会に入っておりましたときは、このときのタイプとすると、プール状のものをつくるというふうに説明受けていたかと思うんですが、今回の図面を見るとL型擁壁を周辺にやって、真ん中は普通の土間コンクリートのような感じを受けるんですけども、こういうふうな形になった理由についても、教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。3点ございます。

○上下水道課長（畑山義彦君） まずシートパイルの考え方につきましては、まず深さが15.5メートルから29メートル深いということと、あと近接に仙南・仙塩広域水道の管1,000ミリ入っている水道管です。1,000ミリの管が入っているものですから、ちょっと建設的にその辺は仙南・仙塩広域水道のほうの協議で、使用ができないということで、選定してございます。

あと、工事費につきましては、当初40、最初一番スタートが42億円だったんですけども、オープン式の見直しで、41億円です、申しわけございません。協議会の中で説明させていただいたオープン式で28億円ということになるので、13億円ですかね、軽減された形で今回お願いするものです。一部ですけども、今回の発注をお願いするものです。

あと、形式、プール式というお話があったんですが、深さが最終的には10.8メートルの深さになりまして、容量的に2万7,000トンというのがありまして、面積的に公園敷地内ということもありまして、深さ的にもうかなり深いということがちょっと避けられない状況なので、そういう浸水的なものは今回は地元の説明会でも、できないだろうと、危険だろうということまで了解を得ています。

あと、去年の9月以降、7回地元説明会を開きまして、その辺の旨も含めて、安全対策を大事にということでは言われていますので、そちらのほうに力を入れて、現場のほうをいろいろ進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私お聞きしましたのは、この5号調整池だけじゃなくて、ほかの地区全体の工事としてでは、どのくらいか、これと同じことをやっていけば上がるんじゃないかと思ったものですから、それ全体の工事費としてどのくらいアップが見込まれるのかということ、

それと先ほどプール状と言ったのは、最初私聞いていた、見た図面でいくと、真ん中のL型擁壁の真ん中のところ、ここまで全部くいを打って、全部支えるという断面だったと記憶しているんですけども、今回この図面を見ると、大分工法が変わったというイメージ受けるものから、この変わった、私の図面の見違いなのか、それとも変わったのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 当初の全体事業費につきましては、65億円という情報でお流していると思うんですが、調整池全体が物価高騰等によりまして、軽減はされたんですが、当初よりも10億円程度ふえてございます。ただ、今後増加というか、事業費の額につきましてはなかなかつかみにくいものがあるんですが、確かに増加傾向にありますので、1割、2割とかその物価によって上がる傾向にはなろうかと考えております。

ですから、現段階だと65億円全体事業費で、軽減されても10億円程度上がっていますので、これも確定ではあくまでもないんですが、70億円を超えている状況です。ただ、毎年度進めていく中で、物価上昇、あといろいろな条件に左右されますので、その辺はご了解をいただきたいと思います。あと、工法につきましては、図面で右側あるんですが、右側というか下です。それにつきましては、仮設工の中で今回は入っていないんですが、掘削、平成28年度以降です。水が多いものですから、浮力防止ということで、アンカーを設置するようになります。あと、その下の底盤の基礎については、当初から交換の基礎ぐいを予定しているものでございます。今回の施工の中には、入ってございません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点だけ、資料の2ページに出ている価格について確認したいんですが、ここに予定価格、それから最低制限価格、それから契約金額、あと一番下に今回応募した4者の入札価格というのがありますが、念のためどれが税込み価格で、これは税抜き価格だということを、ちょっと確認のために教えていただきたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） まず、予定価格のほうと最低制限価格につきましては、税抜きです。

それから、契約金額につきましては、税込みとなっております。

それから、価格に関する評価の中の入札価格につきましては、全て税抜きとなっております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうしますと、この予定価格、税抜きということでしたけれども、私は最初これを見たときは、税込みで今回6億円でいいんですか、6億3,800万円ぐらいですか、なるのかと思って、そうじゃないと予定価格と最低制限価格で、今の課長の答弁でいくと、税抜きで約1,200万円ぐらい下がるんですか、予定価格と最低制限。1億2,000万円ですね。私はこれ最初に見たときは、予定価格は税込みだから6億3,000万円くらいになって、最低制限価格は税抜きでこのくらいと、というのは入札の結果が例えば今回4者で、今回入札になった3番の八重樫工務店なんかが入札価格が5億4,000万円とかで、最低制限価格を超えていると、結果としては八重樫工務店がこの税抜きに税金をかけて、契約金額としては5億8,500万円になったんだと、それで予定価格よりは5,000万円ぐらいそれでも安く済んだのかというような比較を単純にしたんです。

そういう意味で、ちょっと私は改めてどれが税抜きとか税込みというのが聞きたかったんですが、この予定価格、町としては税抜きで6億3,800万円ぐらい、いろいろ積算したら、このくらいだというふうになったということなんですか。もう一度ちょっと確認したいんですが。最低制限との差が何でこのくらいになったのかということも、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 概念だけお話ししたいと思いますけれども、予定価格というのは、これ以上の応札金額では契約できないという金額です。最低制限価格は、これ未満では工物品質に問題があるので契約できない、この間の中の金額でなければ適当な応札額ではないという判断の予定価格、最低制限価格という考え方です。よろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 我々がこういう議案として出されて、この資料を今まで見ていて、私もそんなに何も今回こういう質問するつもりはなかったというか、今まではずっと見ていたのが、ちょっと今回でいう予定価格と最低制限価格に差があり過ぎるということで、そういう意味で私は単純に最初は予定価格というのは、税込み価格でもあるのかなというふうに思ってしまったものですから、申しわけないですけども、今後予定価格と最低制限価格は税抜きだとも隣に書いてもらえないですか。契約金額は、税込みですね、これは。違うんですか。ですね。だって、八重樫工務店が5億4,000万円が入札して、契約としては5億8,000万円ですから、これは税込みだということですね。申しわけないですけども、ちょっとそういう意味

でも税抜きと税込みということだけでも。

それと、今副町長が予定価格というのは上限、最低制限というのは言うなれば下のほうのあれだという、1億2,000万円ぐらいどうして差が出るかというのをちょっと、細かくは説明できないんでしょうけれども。この入札の案件ですから、どのような基準で設けているのかというのをちょっと改めて私お聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） まず、予定価格と最低制限価格の税抜きの表記ですけれども、先ほど私説明の中では、ちょっとお話しさせていただいたと思うんですけれども、表記のほうはちょっと考えさせていただきたいと思います。

それで、入札制度そのものは税抜きでの対応となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最低制限価格の設定の関係ですけれども、これにつきましても年度当初に指名委員会のほうで、それで予定価格に対する最低制限価格の設定、割合を決定しております。今年度につきましては、予定価格の8割相当というようなことも決定をしているところです。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 1点だけ。業者選定につきまして、1、2、3、4と受付番号4番までありますけれども、2番の丸敏建設、経歴、それから実績、ちょっと説明いただけないでしょうか。どうも、1番、3番、4番についてはそれなりのあれがありますけれども、丸敏建設の成績、実績が全然我々はわかっていないんです。県の点数ということらしいんですけれども、どのような結果がこういうふうになってきているのか、これはわからないんです。私も仕事柄そういうのを見ているので、どうもちょっと疑問だと、こういうふうに思ひます。説明ください。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） まず、事業実績の関係ですけれども、価格以外の評価点にあるわけですけれども、今回の同種工事の要件というのがあります。工事の要件です。それが実績となるわけですけれども、国、それから県、あるいは市町村が発注した5,000万円以上の公共下水道の汚水枝線、幹線工事、あるいは雨水の管渠の工事を元請として施工した実績があることとすることを条件としております。

それからあと、総合評価の評点値です。それにつきましては県のほうに申請するわけですけ

れども、今回800点以上というようなことで、いわゆる土木業種でAランクという方々を、方々というか想定しております。それで、2番の丸敏建設につきましては820点という点数を持っているところです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それは県のほうで実際そういうふうになっていらっしゃるということらしいんですけども、どうも柴田町においてはそのようなあれがないんです。工事实績については、私らも全然聞いたことがないので、事前にやっぱりきちんとこれは、こういう実績のあれを提出してもらいたいと思います。今後。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今回先ほど説明しましたように、丸敏建設につきましては、5,000万円以上の工事实績はまずなかったということです。それで、それ以下でしたら当然町の実績あるんですけども、今回の5,000万円以上の実績はなかったというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それはあれですか、柴田町ではないけれども、県のほうではあるということなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 丸敏建設につきましては、これも直前の10カ年度の中で、そういった実績がなかったというようなことです。済みません、県のほうはちょっと確認をしております。申しわけありません。（「済みません」の声あり）

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 今の説明、そういうあれでは、どうも4回目になっちゃいますけれども、ごめんなさい。ちょっと注文だけつけておきたいです。形式的な入札になっちゃっているんじゃないか、そのような疑いが見えると、もう少し気をつけてやっていただきたいと思いません。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 入札の公告を行いまして、入札の申請受付をしまして、それぞれ指名委員会のほうで資格審査というのを実施している。形式と言われると、ちょっとその辺はあるわけですけども、しっかりと資格の審査をさせていただいていると思っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか、そういうことでございます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 訴えの提起について

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第47号訴えの提起についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第47号訴えの提起についての提案理由を申し上げます。

平成27年3月31日をもって休止した、柴田町母子生活支援施設山下荘の1室を不正に占有し、再三の明け渡しの勧告にも応じない者に対し、建物を明け渡すよう請求する旨の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それでは、議案第47号訴えの提起について、詳細説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きください。

母子生活支援施設山下荘に入居している50歳代女性に対し、建物明け渡しの訴えをすることについて、議会に議決を求めるものです。

訴える相手方は、現在母子生活支援施設山下荘2階6号室に入所している50歳代女性です。請求の要旨については、平成21年4月22日に山下荘にDVの被害者として入居いたしました。

平成27年3月に監護すべき児童が全て自立し、母子家庭でなくなったことから、保護措置解除となり、3月31日をもって退所するよう求めました。女性は、退去期限を過ぎても退去せず、その後話し合いにも応じず、また再三にわたる退去勧告にも従わず、今なお不正に占有していることから、建物の明け渡しを求める訴えを提起するものです。

訴訟の進行の方針といたしましては、第1審の判決により、町の趣旨が認められなかった場合には、上訴するものです。

なお、本件に係る女性の氏名については、母子生活支援施設山下荘の措置理由が、夫からのDVによる被害者であることから、氏名の公表はいたしかねますので、ご了承をお願いいたします。

事件の概要とこれまでの経過について、説明させていただきます。

相手方となる女性は、平成21年4月22日、夫からのDV被害者として、児童福祉法第23条の措置により、本人、長女、長男と山下荘に入所した生活保護受給者です。平成24年3月16日には長女が高等学校を卒業、就職し、退所いたしました。平成27年3月31日には、長男が高等学校を卒業し、就職、退所いたしました。監護すべき子供が18歳になり、山下荘を退所した時点で保護者も山下荘から退所することになります。しかしながら、保護者の女性は長男の18歳の到達となりました平成26年の8月ごろから町の自立相談に応じることもなく、平成27年3月25日措置解除後も、不正に占有し、山下荘2階6号室に居住を継続しております。

期限後の退去相談の郵便は、未開封のまま郵便受けに放置され、退去の相談や面談にも応じず、門前払いはもちろんのこと、訪問した際の担当者が入室できず、ドア越しの会話にも罵声を浴びせる、また室内においての面談ができたとしても、退去の話となると、興奮し暴言を吐く、また水をかけるなどの行為がありました。

遠方に住む長女の訪問による説得にも応じることなく、この山下荘が取り壊されるまで居住し続ける、取り壊しとともに終わるなどとの話もあり、山下荘の取り壊しの計画にも影響が出始めているところです。

その後、退去相談を行う話し合いを拒否されるので、昨年6月及び11月に文書において、山下荘からの退去勧告を行いました。退去勧告を過ぎても退去せず、いまだ居住するところがございます。

女性との話し合いによる退去の見通しが立たないことから、強制執行による退去の方法しかないと判断し、大河原簡易裁判所に訴状を提出いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、議会の議決をお願いするものです。

以上で、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） ちょっと詳細についてお聞きしたいと思います。今の説明でありますと、最初からというよりも、何か途中からそのような対応に変わったように今聞いたんですけども、最初からそのような態度、相手方なんですけれども、そういう態度だったのか、それとも話し合っていくうち、途中からそういうふうに変ってきたのか、それを越えて何かもう少しやれる余地は全くないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 当事者の女性の方なんですけど、平成21年4月に入居した後、半年から1年後からちょっと性格というか、様相が変わりまして、そのときに中の生活指導員のほうでいろんな話し合いとかを行っているわけなんですけれども、そのころからちょっと対応がおかしくなったというふうに聞いております。

話し合いという形で、私たちも前課長も含めて、場の設定をしようとしたんですが、初めから男性に対する拒否反応もありました。前の指導員のほうが行って、少しずつ別話をしながら退去に基づく話を持っていこうとするんですが、実際に3月31日まで退去しなきゃならないんだよというふうな形になりますと、興奮するということで、特にあそこについては自分のこれは考えの中だと思うんですが、宗教的な、自己宗教なんですけれども、どこの宗派ということではなく、そういったところで霊的な行動とか拝み方とか、そういったこともするというような内容の生活になっております。

余地がないのかということなんですけど、そういったことからなかなか話し合いの場を設定ができないということが続いていました。娘さんのほうにも、先ほど説明したように説得を何回かお願いしているんですが、娘さんのほうの話し合いにもなかなか応じてくれないということもありまして、最終的にはいろんな相談回数やったんですが、法的な措置をとって、強制退去という形しか最終方法がないというふうな判断をしたということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今のお話をお伺いしますと、DVの被害者だということなんですけれども、今そのDVの被害者、旦那さんからの暴力というのはとまっているのかどうか。それで、もしそれがとまっておらずに、拒否反応が起きるのであれば、例えば精神的なカウンセリングをするという、そういう余地はないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 措置をされた平成21年時点で、夫からの分離をしております。それで、夫からはここに入所していることは、夫には知らされておられません。DVの被害者の保護という立場になりますので、その情報は開示してはいたしません。

ですから、その後の暴力というものはないというふうになります。

精神疾患のほうというふうなところでは、病院も去年いろんなことがありまして考えましたが、やはり精神系の病院に連れていくというのは、本人の承諾、本人が行くという意思がなければ通院できませんので、それが難しい状態だというふうな形で判断しております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号訴えの提起についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第48号平成27年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第48号平成27年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、ふるさと柴田応援寄附金が当初の見込み額より大幅に増加したことに伴うものです。

歳出において、ふるさと柴田応援寄附金に対する報償費等の必要経費及びふるさと柴田応援基金への積立金を措置し、それらの財源として、ふるさと柴田応援寄附金及び基金繰入金の補正を行うものです。

あわせて、柴田町母子生活支援施設山下荘の建物明け渡し請求訴訟に伴う必要経費を計上するものです。

歳入歳出それぞれ7,147万7,000円を増額し、補正後の予算総額を145億347万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。議案書9ページをお開きください。

議案第48号平成27年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億347万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、主にふるさと柴田応援寄附金事業に要する経費の補正となります。

12ページをお開きください。歳入です。

18款1項2目ふるさと応援寄附金4,900万円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附申し込みの増加に伴う増額補正となります。

19款1項2目基金繰入金2,247万7,000円の増につきましては、財政調整基金からふるさと柴田応援寄附金の返礼品等に要する必要経費などの補正財源として、繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は10億2,824万4,951円となります。

次のページ、13ページになります。歳出です。

2款1項2目企画管理費8節報償費1,760万円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、寄附申し込みの増加に伴う返礼品等のための経費を計上するものです。

次の12節役務費53万7,000円の増、13節委託料423万4,000円の増につきましても、寄附申し込みの増加に伴い、寄附金の郵便振替手数料及び決済手数料、それから寄附金の業務委託料として、それぞれの経費を計上するものです。

25節積立金4,900万円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金に積み立てするものです。これによります基金の残高は5,200万円となります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費12節役務費10万6,000円の増につきましては、前の議案

第47号で議決いただきました訴えの提起に伴う母子生活支援施設山下荘に不法居住しております者に対する建物明け渡し請求訴訟に要する経費として、郵便料、執行手数料をそれぞれ計上するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。ちょっと2点ほどお伺いしますが、13ページの2款1項2目の8節報償費1,760万円と、かなりふえているようでございますけれども、ふるさと納税がまず柴田町に対してふえた原因と伺いますか、この説明と、続きまして13節の委託料423万4,000円となっておりますが、私ちょっと調べてみたんですけれども、去年の6月2日の河北新報のオンラインニュースで、この業務委託料を東京にありますトラストバンクですか、ふるさとチョイスに委託料が年間10万円で契約したと、記事が載っているんですけれども、これとの差ですね、どうしてこういう差が生じたのか、これをちょっとご説明お願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、1点目の報償費1,760万円の増額の理由です。実は、期間的に商品開発をして、ふるさと納税の勧誘というか、町のPRをしておりました。昨年12月、地元のはらから福祉会のほうから、牛タンの商品開発についての相談を受けました。それに基づいて、それではふるさと納税として商品を掲載しようというようなところで、12月に動きが始まりまして、委託先のほうにその辺のホームページのアップ等、全ての事務が整いました12月16日以降に、正式に全国に柴田町のふるさと納税の返礼品として掲載をさせていただきました。

その後、2週間、3週間というような中において、牛タンの取引というか、返礼品の問い合わせが多くなりまして、実際的には12月の末までにおいて、はらから福祉会だけで1,800件ほどの返礼品に対する寄附が出てきたというようなところであります。

この増額された原因は、新たな商品をあげることによって、全国的にちょうど寄附控除の駆け込み時期が12月末ですので、たまたまいいタイミングに検索ヒットになったのかなというようなところで、今回まず1つの製品、商品が多くの方に認められたというようなところではあります。

それから、あと委託料の増減については、トラベラーズとの契約の中において、寄附金額、つまりふるさと納税の総額に対して、8%という事務手数料を出すように契約しておりますの

で、あくまでも10万円というのは、前年実績に基づく契約金額でしたので、この辺も負担額が納税額がふえましたので、業務委託料も増額になったと。そういうような次第であります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 先ほどの増額のあれが、牛タンをはらから福祉会ですか、やっている。それではらから福祉会でやっているのはわかったんですけども、製造はどこでやっているのでしょうか。製造というか加工です。お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回のふるさと納税は、はらから福祉会自体の事務所が柴田町にあります。柴田町のふるさと納税として、まず窓口を1本にして、ほかの市町村では出さないというようなところの確認をさせていただいております。それで、実際的には牛タンについては、亘理町のほうの加工場でつくったものを柴田町の本部のほうでふるさと納税として商品開発をするというようなところで、今返礼品として出しているというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、加工が亘理町と言いましたね。ということは、ふるさと納税の税額はふえたんですけども、実際柴田町でこれによって雇用拡大とか、そういうことは考えられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。どうぞ。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、これについては、はらから福祉会の全体的な事業の中での雇用というようになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 今回このふるさと柴田応援基金が4,900万円ふえたということで、歳出のほうは積立金に入れると。ただ、今いろいろお返しが必要になるということで、経費として先ほどのような報償費とか、役務費とか委託料ですか、大体2,237万1,000円ですか、これを足すと。そうすると、柴田町としては手取りは例えば約2,700万円ぐらいというふうに考えていいのかというのが1点です。

それから、こういういろいろお返しをするための経費の財源としては、提案理由には基金繰入金金の補正を行うものということで、議案書の12ページにある歳入のところなんですけど、財政調整基金を取り崩したと見ていいんですね。だから、物は考えようで、ふるさと柴田応援基金積立金がふえるんだけど、それのお返しのために、財政調整基金は減ったと見ていいのかということ、そこだけです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回のふるさと納税、事前に当初でもお話し申し上げましたように、事務手数料、返礼品含めて約49%が今のところ寄附額に対しての経費というような形になります。ですから、約半額が柴田町の寄附金というような内訳になるかと、そういうようなことになります。当然、今回12ページのほうに財政調整基金で取り崩しをしているということですので、議員のおっしゃるような形で、寄附金は入るけれども、財政調整基金のほうが減額になるというような今のシステムでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。このふるさと納税、全体で何件になり、選ばれた事業はどのようなもので、何件、金額を教えてください。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、1月22日、先週末までの状況を報告したいと思います。まず、使途ということで、8つの積立金を構成しているということです。総件数1,916件ほど、先週末であります。1つについては、桜のまちづくりに関する事業、件数340件、総額822万1,111円です。2つ目として、教育に関する事業、件数360件、874万5,000円ちょうどです。3つ目、福祉に関する事業、189件、金額480万5,000円ちょうどです。4つ目、まちづくりに関する事業、132件です。金額299万3,000円となります。5つ目、総合体育館建設に関する事業、28件、70万円ちょうど。6つ目、図書館建設に関する事業、55件、637万5,000円ちょうどです。7つ目、学校給食センター建設に関する事業68件です。166万円ちょうどです。最後に自治体にお任せということで、744件あります。1,817万3,000円ちょうど。合わせて5,167万2,111円が先週末までの内訳という形になります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号平成27年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 本臨時会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年度柴田町議会 1月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年1月25日

議 長

署名議員 番

署名議員 番